

莊

ナリ、此間ニ生野松原ト云フ名所アリ、又末村ニ至ルニハ九里、末村ヨリ太宰府ニ一里半アリ、  
 〔西遊雜記〕六、大村リハ半里、此所は豪家も見え、町も商人多し、船人もあしからず、能所と見ゆ、主人  
 の物語には、鎌倉時代より、舊領の地にして、西の方は海上とは云ながらも、凡三十里、島數多く運  
 上金夥しく、東の方地方は七里計、十二三万石の御食地と云り、其故にや武家井町もよ、領分惡  
 からず、城は通りよりは見え、土人に尋しかど、委敷は語らず、察る所、館造のかき上の城なるか、  
 旅人は家中へ入る事ならず、城邊は勿論の事也、此地に義大夫といふ豪家ありて、近江より大村  
 の長者と稱して、海濱島々の漁家仕送せし家也、今は昔と違て衰へし事也、此邊の山には水氣有  
 て、思ひよらざる山の頂迄も、田として稻作あり、谷々も水澤山にて、流れ多し、地の利は案外の者  
 にて、愚眼の目利には及がたし、經濟に志ある人、其地々々の地利を見る事、肝要なるべし、  
 〔吾妻鏡〕六、文治二年二月廿二日庚午、神崎御庄、兵糧米事、可停止之旨、以帥中納言被仰北條殿之間、  
 今日且任府宣、且相尋子細、可致沙汰之由、被示遣天野藤内遠景、其上被申關東云云、廿八日丙子、  
 被申京都條々、有其沙汰治定云云、○中略

一 肥前國神崎御庄、可停止武士濫行事、可被仰天野藤内遠景之許者、  
 〔背振山修學院古文書〕佐賀文書 纂所收、背振山申、肥前國神崎莊内柳島田畠半分事、所被返付也、存其旨、可  
 令下知給之由、被仰下候也、仍執達如件、

建武元年十二月二十七日

隼人正花押

謹上 了明禪師庵

〔東寺百合古文書〕五最勝光院

注進寺領庄園年貢近年所濟出物等散狀事○中略

一 肥前國松浦庄

領家菅三品